

琴浦町街路灯新設事業補助金交付要綱

1 目的

交通安全と防犯に資するため、部落が街路灯 LED を新設するにあたり補助金を交付する。

2 補助金の額

1 基あたり設置事業費（消費税込み）の 1 / 3 の額とする。但し、補助金の 1 基あたりの上限を 1 万円とする。

設置後の維持管理（電気代除く）は申請者負担とする。

3 補助金交付の手続き

- 1) 別紙 1 の「街路灯新設事業費補助金交付申請書」に必要な書類を添付し申請する。
- 2) 事前着工については認めない。
- 3) 予算の範囲以内での交付とする。

4 交付決定通知

交付申請書を審査し、決済後別紙 2 の「街路灯新設事業補助金交付決定通知書」を申請者に交付する。

5 実績報告

申請者は、事業完了後速やかに別紙 3 の「街路灯新設事業補助金実績報告書」に必要な書類を添付し提出する。

実績報告書に別紙 4 の「補助金等交付請求書」を添付すること。

6 補助金の交付

実績報告書の確認、現地確認後補助金を交付する。